3　本指針の適用範囲

本指針は、入札対象区分等に係る入札に参加し、又はしようとする者、入札において落札者として決定した者及び落札に係る再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー発電事業を実施する認定事業者について適用する。

4　平成29年度及び平成30年度において実施する入札の位置付け

入札の実施に関して、平成29年度（太陽光発電第１回を実施）及び平成30年度（太陽光発電第２回・第３回及びバイオマス発電第１回を実施予定）を試行的期間として位置付け、調達価格等算定委員会においてその結果を検証することとし、平成30年度及び平成31年度の入札開始前に本指針を見直すこととする。

第２　入札の実施に関する基本的事項

1　入札の実施についての基本的考え方

⑴　ＦＩＴにおいて、我が国全体での低コストかつ効率的な再生可能エネルギーの導入を進めるため、入札についても全国一律で行うものとする。

⑵　入札における公正かつ適正な競争を促進するため、入札は入札対象区分等ごとに実施することとする。

⑶　事業機会の分散化と入札に係る手続に要する時間を考慮し、原則として各年度２回（上期・下期それぞれ１回ずつ）、入札を実施することとする。ただし、平成30年度におけるバイオマス発電設備に係る入札対象区分等の入札については、年１回（下期）の実施とする。また、年度内最後の入札における落札者が同一年度内に認定を取得できるよう配慮して入札実施スケジュールを設定することとする。

⑷　入札参加者が行うべき手続の詳細については、本指針及び本指針に基づき入札実施主体が作成する入札実施要綱により定めることとする。入札実施要綱は、入札実施主体のホームページへの掲載その他の方法により公表することとする。

2　入札の対象とする再生可能エネルギー発電設備の区分等

事業用太陽光発電設備（出力10kW以上の太陽光発電設備）は、ＦＩＴ創設後、他電源と比べ導入が大幅に進んでおり、ＦＩＴにおける認定件数のうち約９割を占め、かつ、今後、発電コストが低減することが見込まれる。このうち、特に特別高圧連系が必要な出力2,000kW以上の太陽光発電設備については、大規模事業者間の競争によりコスト低減について大きな効果が期待される。

また、一般木質バイオマス及び農作物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるもの（以下「一般木材等バイオマス」という。）によるバイオマス発電設備並びに農作物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるもの（以下「バイオマス液体燃料」という。）によるバイオマス発電設備のＦＩＴにおける認定量は、近年、エネルギーミックスで想定した2030年度の導入水準の３倍程度にまで達している。このうち、一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備は、特に大規模事業者間の競争によるコスト低減が見込まれる一方、地域分散型エネルギー源となり得る比較的小規模な案件に配慮することが必要である。また、バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備は、規模に関わらず十分な競争環境が整った状況にある。

したがって、入札対象区分等は、出力2,000kW以上の太陽光発電設備、出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備及びバイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備とする。

3　入札量

入札対象区分等に係る入札量は、それぞれ下記のとおりとする。なお、バイオマス発電設備について入札対象区分等に該当するバイオマス燃料とそれ以外の燃料を混焼する場合は、当該設備の出力に入札対象区分等に該当する燃料の投入比率（以下「バイオマス比率」という。）を乗じたもの（以下「バイオマス比率考慮後出力」という。）を、入札に付する量とする。

⑴　出力2,000kW以上の太陽光発電設備

第２回（上期）における入札量は250ＭＷとし、第３回（下期）における入札量も原則として250ＭＷとする。ただし、第２回の応札量が250ＭＷを下回った場合は、当該応札量と同じ量を第３回の入札量とする。平成31年度以降の入札量については、平成29年度及び平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。

⑵　出力10,000kW以上の一般木材等バイオマスによるバイオマス発電設備

第１回（下期）における入札量は180ＭＷとし、平成31年度の入札量については、平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。

⑶　バイオマス液体燃料によるバイオマス発電設備

第１回（下期）における入札量は20ＭＷとし、平成31年度の入札量については、平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。

4　供給価格上限額

平成30年度の供給価格上限額は、太陽光発電設備（第２回及び第３回）及びバイオマス発電設備（第１回）のいずれも非公表とし、各回の入札募集開始の日までに設定することとする。

平成31年度の供給価格上限額については、平成30年度の入札結果を検証した上で設定することとする。

5　調達価格の額の決定の方法

事業者の予見可能性を高める観点から、落札者が入札した額に基づいて調達価格を決定することとする。したがって、入札に基づく調達価格の額は、落札者が入札した額（円／kWh）に消費税及び地方消費税の額に相当する額を加えて得た額とする。

6　入札対象区分等に係る調達期間

⑴　太陽光発電設備に係る調達期間

入札対象でない事業用太陽光発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して３年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。

⑵　バイオマス発電設備に係る調達期間

入札対象でないバイオマス発電設備と同様、20年間とする。ただし、認定を受けた日から起算して４年を経過した日を運転開始期限日とし、この日より後に再生可能エネルギー電気の供給を開始した場合には、20年間から運転開始期限日を超過した期間に相当する期間を減じて得た期間を調達期間とする。

7　バイオマス発電設備に係る再生可能エネルギー電気の調達の量の上限

バイオマス発電設備については、落札し、認定を受けた後にバイオマス比率考慮後出力を増加させた場合、結果として全体の入札量を超過し、当初想定していなかった国民負担が発生することになる。このため、当該発電設備が発電し供給する電力量に、認定時のバイオマス比率考慮後出力を当該発電設備の出力で除して得た値を乗じて得た量を、法第２条第５項に規定する特定契約に基づき電気事業者が調達する再生可能エネルギー電気の量の上限とする。

8　入札実施主体

今後、入札対象件数が増加する可能性等に鑑み、指定入札機関を入札実施主体とする。

第３　入札参加資格の審査のための再生可能エネルギー発電事業計画等

1　事業計画の提出方法

入札参加希望者は、施行規則第４条の規定に基づき、「２　事業計画の提出期間」に規定する期間内に、事業計画及び添付書類を指定入札機関に対して提出しなければならない。同一の入札の回において、入札対象区分等に該当する複数の発電設備について入札しようとする入札参加希望者は、発電設備ごとに提出しなければならない。また、落札した場合に速やかに認定を受けることができるよう、入札参加希望者は指定入札機関に提出した書類と同様の書類を経済産業大臣にも提出することとする。